

遊佐町国土利用計画 (第5次)

令和4年2月
山形県遊佐町

目次

序章 はじめに

- 1 計画策定の趣旨・背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第1章 町土地利用の現状

- 1 町土の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 2 土地利用の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 3 町土利用をめぐる状況の変化
 - (1) 人口減少による町土の管理水準の低下・・・・・・・・・・3
 - (2) 町土における災害リスクの増大・・・・・・・・・・・・・・3
 - (3) 自然環境と美しい景観、水循環などの悪化・・・・・・・・4

第2章 町土利用に関する基本構想

- 1 町土利用の基本方針と本計画が目指す町土の姿・・・・・・・・5
 - (1) 人口減少下における町土の適切な利用と管理・・・・・・・・6
 - (2) 災害に強い安全・安心な町土づくり・・・・・・・・・・・・・7
 - (3) 将来世代に引き継ぐ優れた自然環境と美しい景観・・・・・・・・8
- 2 利用区別の町土利用の基本方針
 - (1) 農用地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
 - (2) 森林・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
 - (3) 水面・河川・水路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
 - (4) 道路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
 - (5) 宅地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
 - (6) 工業地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
 - (7) その他の宅地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
 - (8) 公用・公共用施設の用地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
 - (9) 低未利用地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
 - (10) 沿岸域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

第3章 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要

- 1 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標・・・・・・・・12
- 2 地域別の概要
 - (1) 蕨岡地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

(2) 遊佐地区	13
(3) 南西部地区	13
(4) 北部地区	13

第4章 計画実現のために必要な措置の概要

1 人口減少下における町土の適切な利用と管理	
(1) 都市地域の集約化と交通ネットワークの強化	14
(2) 農林業的土地利用の適正化と農村環境の維持	14
(3) 関係法令等の適正な運用と適切な土地利用の推進	15
2 災害に強い安全・安心な町土づくり	
(1) ハード対策とソフト対策の適切な連携	15
(2) 自然生態系の有する防災・減災機能の活用	15
3 将来世代に引き継ぐ優れた自然環境と美しい景観	
(1) 町民の暮らしと自然との調和	16
(2) 美しい景観の保全・形成	16
(3) 優れた自然環境の維持・保全	16

第5章 土地利用の原則及び調整に関する事項

1 土地利用の原則	17
(1) 都市地域	17
(2) 農業地域	18
(3) 森林地域	18
(4) 自然公園地域	19
(5) 自然保全地域（里山環境保全地域）	19
2 5地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整方針	
(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域	20
(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域	20
(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域	20
(4) 農業地域と森林地域とが重複する地域	20
(5) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域	21
(6) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域	21
(7) 森林地域と自然保全地域（里山環境保全地域）とが 重複する地域	21
3 その他の考慮すべき事項	
(1) 山形県国土利用計画との整合性	21
(2) 土地利用規制の及ばない地域の発生への対応	21

序章 はじめに

1 計画策定の趣旨・背景

遊佐町国土利用計画は、高度経済成長に伴う無秩序な開発や土地の利用形態に配慮しない開発などを指導・調整する役割を期待されてきました。しかし、全国的に人口減少が進む中では国土を適切に管理し、また、地域住民との合意のうえでの土地の利活用という対応がより重要となり、国土利用計画の役割は大きな転換期を迎えています。今後は、人口減少下における町土の利用・管理の在り方を見出していくとともに、地域環境の保全、地域資源の適切な利活用など、安全で持続的な土地利用を推進していくことが重要です。

本町では、平成24年3月に第4次遊佐町国土利用計画を策定していますが、計画期間の経過、全国的な人口減少、土地需要の減少などを踏まえて、本計画を策定するものです。

また、今後も社会情勢の変化などにより、町土利用に関する大きな状況の変化があるときは随時、改定を行います。

2 計画の構成

国土利用計画としては第1章「町土利用の現状」、第2章「町土利用に関する基本構想」を定め、第3章「町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要」を、第4章「計画実現のために必要な措置の概要」を定めています。

また、地域区分の重複する地域における土地利用に関する基本方針として、第5章「土地利用の原則及び調整に関する事項」を定めています。

3 計画期間

令和3年度から概ね10年間とします。

第1章 町土利用の現状

1 町土の特徴

遊佐町は山形県の最北端に位置し、西は庄内砂丘を隔て日本海に臨み、北は町のシンボルである秀峰鳥海山を境に秋田県に接し、東は出羽丘陵に囲まれ、南は酒田市に接しています。山形県は村山、最上、置賜、庄内の4地域に分かれており、遊佐町は日本海側に位置する庄内地域に属しています。庄内地域は、古くからの米どころであり、酒田、鶴岡を中心に発展してきた地域です。

本町の総面積は208.39 km²、東西16.6 km、南北15.9 kmのほぼ正方形の地域で、海拔0mから鳥海山の山頂2,236mまでの急峻な地形を有しています。地形は山麓・平野・砂丘地帯に大別され、それぞれ特徴のある四季折々の豊かな景観を目にすることができます。また、鳥海山を源流とする月光川水系の11河川が町内を貫流して日本海へ注いでおり、また、鳥海山麓の湧水帯や、町の中心部での自噴井戸など、水に恵まれた豊かな地域です。

鳥海山を中心とした水と命の循環は、「鳥海山・飛鳥ジオパーク」として平成28年に日本ジオパークに認定され、豊かな自然環境や文化を次世代に継承するべく、多くの人々とつながりを大切に活動しています。

気候は日本海型であり冬季は積雪がありますが、山形県の内陸地方に比べると庄内平野の海岸部は暖流の影響を受けて暖かく、積雪も少ない地域です。しかし、冬の庄内地方は北西の季節風が激しく、積もっている雪を巻き上げる地吹雪にみまわれる強風寒冷地帯となっています。また、雷が多いのも特徴的で、特に秋から冬にかけて多くなります。

2 土地利用の動向

令和元年度における町土の利用状況をみると、農用地が19.1%、森林が66.5%、原野が0%、水面・河川・水路が3.9%、道路が3.5%、宅地が2.4%、その他が4.6%となっています。

近年の土地利用の動向は、町の中心部での宅地開発による農用地から宅地への転用がある一方で、全町的な空き家の増加や、山間地での荒廃農地が増加し、非効率な土地利用が拡大する傾向にあります。

3 町土利用をめぐる状況の変化

(1) 人口減少による町土の管理水準の低下

本町の国勢調査人口は昭和30年の25,237人をピークに減少を続け、昭和60年の20,271人を境に20,000人台を下回っています。その後も引続き漸減しており、令和元年度では、13,250人となっています。

過疎化の要因として最も大きいのは、本町の基幹産業である農業をはじめとする地域産業の低迷による就業機会の減少が考えられます。さらには、所得水準、医療福祉、都市部との生活環境格差による都市部への人口流出や、近年の生活志向の多様化による未婚化、晩婚化などによる少子化も過疎化の要因の一つとしてあげられます。

こうした人口減少は、未利用地や空き家の増加、産業振興、住民福祉、地域の環境保全活動などのまちづくりを進める様々な分野に影響を与えることから、若年層に魅力ある地域資源を活用した地場産業の振興や、企業誘致による就業の場の確保・拡大、県内外からの移住・定住者の受入環境などの整備を図ることが最重要課題です。

本町は平成22年に過疎地域に指定されたことに伴い、上記の課題を解決するため、令和3年9月に「過疎地域持続的発展計画」を策定し、過疎対策事業を実施しています。また、平成25年に策定した「遊佐町定住促進計画」により、定住促進に係る施策を総合的に展開するとともに、令和3年3月に改訂を行った第2期遊佐町総合戦略に基づき、人口減少克服と地方創生に取り組み、土地の有効利用を一層推進していく必要があります。

(2) 町土における災害リスクの増大

平成23年3月に発生した東日本大震災は、多くの課題と教訓を遺しました。この教訓を踏まえ、近い将来発生が懸念されている大規模自然災害に備え、更なる防災対策の充実を図ることが必要です。この際、「遊佐町地域防災計画」に基づき可能な範囲で災害対応業務のプログラム化、標準化を進めることや、防災の各分野における訓練・研修などによる人材育成を図ることも必要です。

本町周辺を震源とする地震は、過去約1400年間に14回記録されており、1780年以降では、約200年の間にM(マグニチュード)=6~7.5の地震が4回発生し、津波も3回発生しています。

月光川や日向川など、町土を流れる河川では、河川改修が進展してきたものの、豪雨災害による浸水被害が発生しており、今後も気候変動により、水害等の頻発化、激甚化することが懸念されています。

町のシンボルである鳥海山は活火山で、数多くの噴火記録が残されております。多くの噴火は噴煙を上げた程度ですが、最近の噴火では、1801年に新山を形成するような大きな火山活動をしています。1974年には153年ぶりに噴煙を上げていますが、これらの火山活動はすべて山頂付近で発生しています。

このように本町では、鳥海山や日本海に代表される豊かな自然環境を有しておりますが、その反面、地震、津波、洪水、噴火と自然災害のリスクが非常に高い状況にあります。災害発生時においても被害を最小限に抑え、町民の生命と財産を守るには、河川改修などの防災関連インフラの整備と、併せてソフト対策の推進が不可欠です。これまでの防災訓練の積み重ねなどにより、大規模災害に対する町民の防災意識の高揚、自主防災組織の活動の充実が図られてきました。また、森林や農地が有する貯水機能や流量調整機能などの減災機能を活用して、洪水や土砂崩れの災害リスクを低減することも重要です。

(3) 自然環境と美しい景観、水循環などの悪化

本町は、鳥海山のブナの天然林をはじめとする原生的な自然環境とともに、戦後の拡大造林事業や海岸飛砂防備対策など、町民生活との関わりにより植林されたスギやマツの人工林が多様な自然環境を形成し、また、町民生活を守ってきました。しかし、森林所有者の高齢化や不在所有者の増加、さらに、国産材の木材需要及び価格の低迷は、森林所有者の整備意欲を低下させ、里山林の荒廃を招いている現状にあります。また、先人が築き上げた、農地や町民の生活を守っている南北約10kmにも及ぶ西山地区の海岸砂防林は、森林病虫害により大きな被害を受けておりますが、飛砂防備機能を維持するため、病虫害防除事業の実施などにより次世代に引き継ぐことが重要な課題です。

鳥海山麓での岩石採取や西山砂丘地での山砂採取は、鳥海山を中心とした水源涵養機能や水循環、砂丘地の飛砂防備機能に影響を及ぼすだけでなく、眺望景観にも影響を及ぼす可能性が懸念されています。健全な水循環がもたらす恵みを持続的に享受できるように自然環境を守っていくことが重要です。

本町の平坦地では、水田の圃場整備事業に取り組み、美しい田園景観を有しており、その背景にある鳥海山の眺望景観を引き立てていますが、中山間地域の中でも農業生産条件の不利な地域においては、担い手不足が深刻な問題となっており、美しい農村環境や里山の自然環境の悪化が懸念されています。

このような状況下においても、農村環境や自然環境の多様な機能を活用し、持続可能で豊かな暮らしを実現していくことが重要です。

第2章 町土利用に関する基本構想

1 町土利用の基本方針と本計画が目指す町土の姿

今後、人口減少が進む中で、町土の利用をめくり生じている多様な課題に的確に対応し、町土利用の質的向上を図ります。このため、町土の適切な利用と管理を通じて、土地の荒廃を防ぎ、土地利用の効率化や農村集落の維持を図るとともに、「鳥海山・飛鳥ジオパーク」に代表され、また、町民に豊かな恵みをもたらす鳥海山を中心とした豊かな自然環境や水循環、美しい眺望景観をかけがえのない財産として次世代に引き継いでいく必要があります。

このことから、「人口減少下における町土の適切な利用と管理」、「災害に強い安全・安心な町土づくり」、「将来世代に引き継ぐ優れた自然環境と美しい景観」の3つの方針を基本に、将来における町土の姿として、町民と自然が調和し、持続可能で豊かな町土の利用をしていきます。その際、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方にに基づき、環境・社会・地域の統合的向上を図りながら、土地利用について積極的に取り組んでいくことが重要です。



※持続可能な開発目標（SDGs）とは

平成 27 年（2015 年）9 月に「国連持続可能な開発サミット」において採択された SDGs は「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、環境・経済・社会をめぐる広範囲な課題の統合的解決を目指す全世界の共通目標であり、令和 12 年（2030 年）を目標年として 17 のゴールと 169 のターゲットを掲げています。

(1) 人口減少下における町土の適切な利用と管理

ア 都市地域の集約化と交通ネットワークの強化

今後、本格的な人口減少の中においては、未利用地や空き家などの増加、集落コミュニティの低下などが進行し、非効率な土地利用が増大することが懸念されています。地域の実情を考慮しつつ、農林業的土地利用や自然的土地利用から宅地への転換を抑制し、新たな宅地の増加を抑制することが重要です。空き家や空き地などの利活用を推進し、それぞれの地域の状況に応じた対策を推進します。

本町だけで十分な機能を備えることが難しい医療、産業、観光などは、必要な機能を享受できるように、近隣の市町との相互連携を深めるため、高速交通網の整備促進など交通ネットワークの充実を図ります。

イ 多彩で元気の出る産業を育む町土利用

人口減少下においても魅力ある農林水産業の振興を図るため、高度な技術と優れた経営感覚を有する担い手の確保と地域営農組織の育成と強化を図ります。農業経営の活性化に努め、優良農地の確保や集積・集約化による農用地の保全と有効利用により、経営を支える生産基盤の整備を推進します。また、水産業については、海面・内水面ともにつくり育てる漁業を基軸にしながら、観光・レクリエーションとの相乗効果を図り、水産加工品の開発などを促進します。林業については、担い手の確保や森林の団地化及び森林機能の公益的観点から振興を図ります。

元気の出る工業の振興のため、日本海沿岸東北自動車道のインターチェンジや国道7号から工業団地までのアクセス向上を図り、既存企業の経営基盤の強化を推進するとともに、町の魅力を積極的にアピールすることにより優良企業の誘致を図ります。さらに、産・学・官が連携した工業振興を図るため、情報ネットワークなどの環境整備や地域活性化拠点を用いて、地域資源を活用した新たな商品開発と6次産業化の推進に努めます。

賑わいある商業の振興については、賑わい再生を図るための拠点として整備された「ゆざっとプラザ」を中心として、商工業事業者による賑わいある中心市街地づくりを促進します。また、元町地域においては、利便性や居住環境の向上のため、準幹線道路的な街路を整備し、若者定住の促進を図る民間活力を活用しながらの戦略的な宅地・住宅整備を推進します。

ウ 土地利用関連法令の適正な運用と適切な土地利用の推進

本町は、今後の人口減少の影響により土地需要が減少し、これに伴って町土の利用は縮小し、管理水準の低下や非効率な土地利用の増大が懸念されています。

今後の土地利用に際しては、関係法令などの適正な運用や土地利用に関する計画の調整を通じて、適切な土地利用を確保します。併せて、空き家の住宅ストックの有効活用と計画的な運用を図り、所有者不在物件の管理水準の維持を図ります。

(2) 災害に強い安全・安心な町土づくり

ア 安全・安心で潤いとやすらぎのある町土利用

本町は海・山・川など多くの自然環境に恵まれる反面、さまざまな自然災害の発生が懸念されています。それらの自然災害に対処するため、「遊佐町地域防災計画」に基づき、自然災害をはじめとするあらゆる災害から町民の生命・財産を守り、安全・安心して暮らせる町土づくりを推進します。

山林や河川区域については、地震や水害などの自然災害に備え、自然環境に慎重に配慮した下での計画的な土地利用転換を進めます。水害予防対策として河川環境の保全・改修を図るとともに、土砂災害防止に関しては建築物の立地抑制などの推進や、安全性の確保に向けた適正な土地利用の誘導による被害防止に努めます。また、町の中心部においては大規模な災害が発生した場合、被害の拡大を防ぐため、防災施設の整備と併せ、防災化を図り、災害に強い町土利用を推進します。

イ 自然生態系の有する防災・減災機能の活用

近年、気候変動の影響で、局地的豪雨などの自然災害が頻発化していることへの対策として、自然生態系の有する洪水抑制機能や、防災・減災機能を活用し、持続可能な災害対策を進めることが重要です。

鳥海山系の自然環境の保全はもとより、人工林や農地の適切な管理を行い、森林や農地の有する土砂崩壊防止や洪水抑制などの機能を維持・活用し、また、西山地区の飛砂防止機能など、災害に強い町土の形成を図ります。

(3) 将来世代に引き継ぐ優れた自然環境と美しい景観

ア 町民の暮らしと鳥海山

本町のシンボルであり、町民の心のふるさとでもある鳥海山は、町民にとって命の水の源であり、農業・漁業などの産業を育み、古くから信仰の対象とされ、地域固有の伝統文化を育んできた重要な存在です。また、観光資源として県内外から鳥海山が注目され、多くの方々が訪れることで自然環境への負荷が大きくなっており、豊かな自然を残すためにも、自然環境への負荷をできる限り軽減するとともに、日本ジオパークに認定されたことによる、たくさんの方々とのつながりを大切に保全活動に努めます。

また、ゼロカーボン社会の実現に向け、鳥海山麓周辺の土地利用の状況や自然環境に十分配慮しつつ、環境に負荷をかけない再生可能エネルギーの導入拡大を図ります。併せて、森林資源の循環型利用を促進し、水資源については、安定的な確保と水質保全を図り、健全な水循環の適正利用を図ります。

イ 美しい景観の保全・形成

鳥海山や日本海に面する海岸環境は、観光資源として活用しながら、「遊佐町環境基本条例」や「遊佐町環境基本計画」など各種施策に基づき、町民のみなさんとの協働による保全活動を推進し、清らかな湧水が溢れる大地を保全しながら環境保全活動が町土づくりに発展できるよう努めます。また、農業生産者と都市の消費者との米の契約栽培による交流と、生産者と消費者の相互の協働により設置された「共存の森」など、湧水エリア及び水源涵養林の整備や保全に努めます。

特に、自然環境と調和した美しい景観を保全・形成する取り組みを推進するとともに、再生可能エネルギーの導入においては、可能な限り眺望景観に配慮し導入拡大を図ります。

ウ 優れた自然環境の維持・保全

本町は、鳥海山に代表される豊かなブナ林、その恩恵である豊かな水資源に恵まれています。この豊かな自然環境を良好な状態で次世代に継承していくことが需要です。自然生態系の適正な保護や自然環境の保全活動を推進するとともに、必要に応じて復元、整備を図ります。

2 利用区分別の町土地利用の基本方針

(1) 農用地

本町の土地利用の根幹である水稻を中心とする農業は近年、人口の減少、食生活の多様化、慢性的な後継者不足による労働力の減少、加えて産業構造の変化により大変厳しい状況にあります。しかしながら、生命の源である農作物の生産を町の基幹産業として、持続可能な農業を発展させていく必要があります。

今後、水田農業の活性化を図るためには、生産から加工・販売までの一貫経営の農業組織を育成する必要があります。また、国内外の長期的な需給動向を踏まえ、水環境に配慮した減農薬栽培の推進により安全・安心かつ良質な農畜産物の生産性の向上に努め、農業生産力の維持強化に向け、農業生産の基盤となる農用地の確保と環境負荷の低減に配慮した農業生産基盤の整備が不可欠です。さらに、水稻の作付けをしない水田を有効的に活用するため、飼料用米の作付けや農産物のブランド化の推進を図るとともに、農業生産力の維持に必要な優良農地を最大限に確保していきます。

また、持続的で良好な管理を通じて町土の保全、水源の涵養や雨水の一時的貯留機能による洪水被害の防止や軽減、自然環境の保全などの農業の有する多面的機能の維持を図ります。

(2) 森林

森林は、木材生産の経済的機能に加え、水源涵養、保健休養、自然環境の保全などの多面的な機能を有しているとともに、地球温暖化を緩和する温室効果ガス吸収源として期待されています。しかし、林業の長期的な低迷により手入れの行き届かない森林が急増しているため、間伐等による森林の整備と保全を図ります。また、効率的な木材生産に向けた路網の整備を推進し、次世代が森林の持つ多機能的機能を享受できるよう、多様で健全な森林の整備を図ります。また、原生的な森林や貴重な動植物が生息・生育する森林など、自然環境の保全を図るべき森林については、その適切な維持・管理を図り、健全な状態で次世代へ継承しながら、学習・交流フィールドとしての活用を図ります。

(3) 水面・河川・水路

本町中心部を流れる月光川本流や各支流については長期的な視野で、災害や生態系に配慮した河川改修を進めるとともに、牛渡川や八ツ面

川などは希少動植物の生息の場所として、また、親水空間や環境学習の場として保全に努めます。

＊11 河川…月光川、洗沢川、牛渡川、滝沢川、庄内高瀬川、野沢川、地抜川、山田川、庄内熊野川、大樽川、百々沢川

(4) 道路

本町を巡る道路環境について、一般国道7号及び県の主要幹線に位置づけられている一般国道345号を中心に、県道や町道が配置され、地域の生活・経済を支えています。日本海沿岸東北自動車道の整備が進む中で、インターチェンジへのアクセス道や遊佐パーキングエリアタウンなど広域交通網の整備を促進します。

パーキングエリアタウンでは、鳥海山観光のゲートウェイ、広域的な周遊観光の拠点、農林水産業6次産業化の拠点、防災機能の4つコンセプトを定め、整備を促進します。

一般道路の整備に当たっては、安全性、快適性の向上に加え、歩道幅を含めたオープンスペースの確保など防災機能の向上に配慮します。また、道路施設の長寿命化、更新を通じた既存用地の持続的な利用を図り、道路緑化の推進などにより、良好な沿道環境の保全・創造に努めます。

農道及び林道については、農林業の生産性向上並びに、農用地及び森林の適正な管理を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて施設の長寿命化を推進し、既存用地の持続的な利用を図ります。整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮します。

(5) 宅地

住宅地について、人口減少や社会情勢の変化などを踏まえ、自然環境を活かした快適な住環境の整備を図り、空き家や未利用地の積極的な利用を図ります。

(6) 工業地

工業地について、雇用の場の安定的な確保と拡大及び地域経済の活性化を図るため、周辺環境の保全に配慮し、グローバルな状況の変化や経済情勢などを踏まえて、工業生産に必要なかつ需要に応じた用地の活用や立地条件の整備を図ります。

(7) その他の宅地

その他の宅地について、低未利用地の有効利用や、本町中心部における商業の活性化並びに良好な環境の形成に配慮しつつ、経済状況の変化に対応して、必要な用地の確保を図ります。

年々増加し全町で問題となっている空き家については、その実態を調査し、集落内の安全・安心の確保と、移住定住施策での有効活用に向けた取り組みを推進します。また、定住人口や交流人口の拡大を目指し、本町に移住を希望する人への紹介など適切な情報発信を行います。

(8) 公用・公共用施設の用地

文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設、厚生福祉施設などの公共用施設の用地について、町民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して必要な用地の確保を図ります。また、施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、バリアフリー化を促進するとともに、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮します。

(9) 低未利用地

低未利用地のうち、本町中心部の低未利用地は、防災・自然再生のためのオープンスペース*、公共用施設用地、居住用地、事業所用地などとして適切な利用を図ります。中山間地域の荒廃農地は、所有者などによる適切な管理に加え、多様な主体が直接的・間接的に参加することを促進することなどにより、農用地として活用を図るとともに、それぞれの地域の状況に応じて積極的に有効利用を図ります。

* オープンスペース…公園、道路、河川、立ち入りが可能な空地。

(10) 沿岸域

海岸環境について、周辺砂浜の自然環境の変化によると思われる海岸浸食が著しいため、周辺集落の安全・安心を図るためにも十分な整備を図るとともに、年々増加している海岸漂着物の回収処理などと併せて推進します。また、飛砂防備林として町民の生活に重要な役割を果たすクロマツ林の保全に努めるとともに、山砂採取のガイドラインを社会情勢に応じて見直しをかけるなど、基準の適正化及び飛砂防備

林の機能の維持を図り、砂浜の美しい環境と眺望景観の保全により、訪れた人が自然に親しみやすい海岸づくりを推進します。

第3章 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要

1 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

- (1) 計画の基準年次は令和元年度とし、目標年次は令和12年とします。
- (2) 町土の利用に関して基礎的な前提となる人口については、計画の目標年次である令和12年には10,408人と想定します。
- (3) 町土の利用区分は、農用地、森林、宅地などの地目別区分とします。
- (4) 町土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の町土利用の現況や面積の推移についての調査に基づき、将来人口や各種計画を参考に利用区分別の土地面積を推計し、土地利用の実態と調整を行い定めるものとします。
- (5) 町土の利用の基本構想に基づく令和12年度の利用区分ごとの規模の目標は、下表のとおりです。

表 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 単位：[ha・%]

利用区分	令和元年	令和12年	構成比	
			令和元年	令和12年
農用地	3,990	3,958	19.1	19.0
農地	3,943	3,911	18.9	18.8
採草放牧地	47	47	0.2	0.2
森林	13,856	13,856	66.5	66.5
原野	-	-	-	-
水面・河川・水路	814	814	3.9	3.9
道路	727	727	3.5	3.5
宅地	504	506	2.4	2.4
住宅地	342	344	1.6	1.6
工業用地	26	26	0.1	0.1
その他の宅地	136	136	0.7	0.7
その他	948	978	4.6	4.7
合計	20,839	20,839	100	100

2 地域別の概要

地域別の土地利用については、次に示す地域別に重視する方向に配慮した土地利用を図ります。なお、各地域は「遊佐町土地利用マスタープラン図」及び資料編 P26 に図示しています。

(1) 蕨岡地域

蕨岡地域は、本町の南端の日向川から、月光川上流部までの地域で、圃場整備事業で整備された農用地での水稻栽培のほか、中山間地域では果樹栽培が営まれ、農業地域として広く利用されています。また、月光川上流部では、鳥海山系に広がる水源涵養機能を有した天然林や人工林の森林地域で、水循環の大切なかなめとなる自然環境です。

(2) 遊佐地域

遊佐地域は、月光川を中心とした圃場整備事業で整備された農用地が一面に広がり、本町の中心部から中山間地域まで豊かな景観の田園風景が広がる地域です。鳥海山麓は鳥海国定公園に指定されており、水源涵養や水循環のかなめとなる豊富な湧水帯を有し、本町の観光資源のシンボリックな「胴腹滝」や「二ノ滝」など数多くの水に関連した観光地があります。また、本町の中心部には、自噴井戸が多数あり、飲料水や農業用水といった鳥海山の豊かな水の恩恵を受けている地域です。

(3) 南西部地域

南西部地域は、本町中心部から日本海までの地域で、圃場整備事業により整備された農用地での水稻栽培ほか、西山砂丘地での露地野菜栽培などが盛んで、優良農用地が広がる地域です。また、海岸線からの強風による飛砂を防備する目的で植林された「クロマツ林」が月光川河口から日向川河口まで南北に約 10 km 広がる地域です。海岸線は鳥海国定公園に指定されています。

さらに、国道 7 号に隣接する都市地域に工業団地を有しており、また、日本海沿岸東北自動車道も建設中であるため、高速交通網の整備や今後の多様な土地利用の推進が図られる地域です。

(4) 北部地域

北部地域は、庄内高瀬川から秋田県境までの地域で、海岸線から鳥海山山頂まで鳥海国定公園に指定され、広く豊かな自然環境に恵まれた地域です。鳥海山大物忌神社や小山崎遺跡など、多くの文化的遺産

を有する地域で、農用地では圃場整備事業により整備された農用地での水稻栽培のほか、山間部では畑作園芸や果樹栽培も行われています。湧水帯が平野部から海岸線に数多く存在し、生活用水や農業用水として利用され、湧水を利用しての鮭の人工ふ化事業も古くから行われてきました。また、この地域には「鳥海山」から「丸池様」や「牛渡川」、「釜磯湧水」といった湧水に由来する観光地が多くあります。日本海沿岸東北自動車道も建設中であり、高速交通網の整備と遊佐パーキングエリアタウンの整備による交流人口の拡大も期待できます。

第4章 計画実現のために必要な措置の概要

1 人口減少下における町土の適切な利用と管理

(1) 都市地域の集約化と交通ネットワークの強化

土地利用関係法令の適切な運用により、無秩序な宅地開発を抑制します。また、地域の状況に合わせた空き家の移住定住者向け住宅施策での利活用を推進します。

本町だけでは十分な機能を備えることが難しい医療、産業、観光など周辺市町と交通ネットワークとして結び、冬季や災害時でも安定的な交通を確保できる道路の整備と機能強化を促進します。また、日本海沿岸東北自動車道の早期全線開通を促進するとともに、地域が必要な機能を楽しむことと併せ、産業や観光などの活性化にもつなげます。また、町内の円滑な移動に向け、バリアフリー化を促進し、デマンドタクシーなど、町民の使いやすい地域交通を維持・確保します。

(2) 農林業的土地利用の適正化と農村環境の維持

農地の圃場整備事業を計画的かつ効率的に推進するとともに、農地中間管理機構の活用を視野に入れた農業の担い手への効率的な農地の集積・集約化を推進します。

農村地域では、日本型直接支払制度などの国の支援制度も活用しながら、地域活動や営農活動の継続に対して支援を行い、持続可能な農業生産を支える取り組みを推進します。

森林については、森林経営計画制度による団地化を推進し、計画に基づく再造林や適切な間伐などのほか、森林境界の明確化、林内路網整備などの取り組みを行い、森林資源の循環型利用による森林の適正利用に努めます。

(3) 関係法令等の適正な運用と適切な土地利用の推進

土地の利用に際して、土地利用関係法令の適正な運用及び本計画やその他の土地利用に関する計画などによる調整を通じ、適切な土地利用の確保と町土資源の管理を図ります。

土地利用の転換を図る場合は、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意したうえで、産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会情勢の変化、その他の自然的・社会的条件を勘案して適切に行うとともに、再生可能エネルギー発電施設の建設、岩石採取などの大規模な土地利用の転換については、周辺集落の町民の意向や地域の実情を踏まえるとともに、町の各種計画などと整合性を図るものとします。新たな土地の需要がある場合は、町の中心部の未利用地や空き家などの再利用を優先させる一方、地域の実情を考慮しつつ、農林業的土地利用、自然的土地利用から宅地への転換を抑制するほか、所有者が不明な土地については、国の法改正の動向を見ながら対策の強化を図ります。

2 災害に強い安全・安心な町土づくり

(1) ハード対策とソフト対策の適切な連携

洪水による水害、土砂災害、地震・津波被害などの危険性が高い場所における防災関連のインフラ整備、避難所として利用される施設など、災害時に防災拠点となる施設、住宅などの耐震化を促進します。災害発生時には、安全な地域に町民を避難誘導するため、土砂災害などの災害リスクの高い地域の把握・公表を行い、関係法令による区域指定を通じて災害リスクの軽減に努めるとともに、避難行動について町民の理解を深めるため、洪水警戒情報や土砂災害危険度情報などの的確な提供、防災教育の実施、避難訓練の取り組みを推進します。

(2) 自然生態系の有する防災・減災機能の活用

森林・農地の適切な管理を行うことにより、森林・農地の有する貯水機能、洪水防止機能、土砂災害防止機能など自然生態系の有する防災減災機能を持続的に活用します。

森林について、適切な間伐や、主伐後の再造林による森林の更新により健全な森林づくりに努めます。また、森林法の適切な運用を図るとともに、周辺の自然環境に配慮しつつ、計画的な森林の整備に努めます。

農地について、集落の共同活動や農業生産活動により、農用地の維持・保全を図り、農地の有する洪水防止機能、土砂災害防止機能など多面的な機能の活用を図ります。

3 将来世代に引き継ぐ優れた自然環境と美しい景観

(1) 町民の暮らしと自然との調和

鳥海山を中心とした風景地の保護と利用の増進を図り、自然環境を観光資源、レクリエーション、教育活動に活用します。

また、自然環境や地域住民に配慮しながら、再生可能エネルギーの導入を拡大します。

「鳥海山・飛島ジオパーク」として、日本ジオパークの認定を受けている本町の有する豊富な水資源は、町民の財産であるため、鳥海山系の自然遺産の適切な保全管理を図るとともに、水道水源や農業用水での適切な利活用を推進していきます。

(2) 美しい景観の保全・形成

鳥海山を中心とした眺望景観、海岸線を保全・形成するため、景観法などの各種法令の遵守や適正な運用を図ります。また、公共事業においても景観の保全に配慮します。

また、岩石採取など地下資源の利活用などにおいては、県と連携し、事業者には景観保全の対策を確実に実施するよう指導するとともに、再生可能エネルギー発電施設の整備については、地域住民と適切な合意形成を図り、自然環境や地域の景観特性、歴史的特性などを考慮します。

(3) 優れた自然環境の維持・保全

鳥海山を中心とした本町の特성에 応じた多様な自然環境が健全に維持されるように、自然環境の適切な保全を図り、必要に 応じた復元、整備を図ります。

河川や海岸などについては、環境保全、清掃美化活動の取り組みを継続し、海岸浸食対策や海岸漂着物などの回収処理と併せて、沿岸域の良好な自然環境の保全を図ります。また、持続可能な循環型農業を推進し、自然環境に配慮した環境負荷の少ない農業生産基盤の強化を図ります。

第 5 章 土地利用の原則及び調整に関する事項

1 土地利用の原則

第 1 章から第 4 章に定めた内容に沿って土地利用を進めるとともに、遊佐町土地利用マスタープラン図に図示された土地利用区分の考え方の都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の 5 地域ごとに、それぞれ次の原則に従って適正に行う必要があります。

なお、5 地域のいずれにも区分されない地域においては、当該地域の特性及び周辺地域との関連などを考慮して適正な土地利用を図るものとします。

(1) 都市地域

都市地域は、総合的に開発・整備し、また、周辺環境と調和を図りながら保全していく地域です。今後、人口減少、少子高齢化社会において、市街化圧力と人口密度の低下が予測されていますが、集約型で環境負荷の少ない暮らしやすい都市の形成を図る必要があります。

また、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に定める用途地域の有効な土地利用を推進し、農業地域との調和と緑豊かな居住空間を創出するため、「都市計画マスタープラン」の策定を図り、都市計画事業や公共施設の整備、宅地造成、企業の誘致を進め、必要に応じて土地利用の高度化を図ります。

ア 市街化区域（都市計画法第 7 条第 1 項の市街化区域をいう。以下同じ。）においては、地域の合意を踏まえ、安全性、利便性に配慮した開発、交通体系の整備を推進し、良好な生活環境を維持するために不可欠なものについては、積極的に保護・育成を図ります。

イ 市街化調整区域（都市計画法第 7 条第 1 項の市街化調整区域をいう。以下同じ。）においては、特定の開発を除き、都市的な土地利用を避け、良好な都市環境を維持するための森林地域などの保全に努めます。

ウ 市街化区域及び市街化調整区域以外の都市計画区域のうち、用途地域（都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域という。以下同じ。）内の土地利用については、市街化区域の土地利用に準ずるものとし、用途地域以外の都市地域においては、土地利用の動向を踏まえ、農用地、森林の保全及び、無秩序な住宅地の拡散を抑制しつつ、適切な土地利用を推進するものとします。

(2) 農業地域

農業地域は農業地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域です。農業地域の土地利用は、持続的な食糧生産能力の維持と整備を図り、良好な管理を行うことにより、農用地の有する水源涵養や水の一時貯留機能による洪水被害の防止や軽減効果を期待し、農業の有する多面的機能の発揮を図ります。また、農業振興地域制度及び農地転用許可制度について、県と連携し適切な運用を図ることにより、優良農地の確保と有効利用の取り組みを推進します。

ア 農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の農用地区域をいう。以下同じ。）内の土地は、農業生産の基盤として次世代に継承する土地であり、土地改良事業などの農業基盤整備を積極的に推進するとともに、他用途への転用は行わないものとしします。

イ 農用地区域を除く農業地域内の農地などについては、都市計画などの農業以外の土地利用計画との調整を了した場合は、その転用は極力調整された計画を尊重するものとしします。また、農業以外の土地利用計画との調整を了しない地域及び農業以外の土地利用計画の存在しない地域においては、優良農地（農業に対する公共投資の対象となった農地をいう。）の転用は原則として行わないものとしします。

(3) 森林地域

森林地域は林業の振興、または森林の有する多面的機能の維持増進を図る必要のある地域です。森林地域の土地利用については、木材生産などの経済林としての機能のほか、水源涵養、自然環境の保全、飛砂防備などの公益的機能に加え、近年は二酸化炭素の吸収源としての役割が期待されています。また、鳥海山系の眺望景観などの美しい自然環境の適切な保全・管理を図ります。

ア 保安林（森林法第25条第1項の保安林及び第41条に指定された保安区域を言う。以下同じ。）の区域については、町土の保全、水源涵養、飛砂防備等生活環境の保全など、公益的機能の積極的な維持を図るべく区域であるため、適正な管理を行うとともに、他用途への転用は行わないものとしします。

イ 保安林の区域以外の森林地域については、経済的機能及び公益的機能の維持を図り、特に次の森林地域は、極力他用途への転用は行わないものとしします。

- 水源涵養として依存度の高い森林
- 飛砂防備機能の高い森林
- 林地の保全に特に留意すべき森林
- 施業方法を特定されている森林
- 人工造林地またはこれに準ずる森林

なお、森林を他用途に転用するときは、森林の公益的機能と森林経営に留意し、災害の発生、周辺環境の悪化などの支障を及ぼすことがないように努めるものとしします。

(4) 自然公園地域

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要があります。自然公園地域の土地利用は、町民の保健増進、休養、レジャー、教育に資する地域であるため、優れた自然の保護とその適正な利用を図ります。

ア 特別保護地区(自然公園法第21条第1項の特別保護地区をいう。以下同じ。)については、その区域設定の趣旨に沿って、その景観の適正な維持を図るものとしします。

イ 特別地域(自然公園法第21条第1項の特別保護地区をいう。以下同じ。)については、その設定の趣旨に即して、その風致の維持を図ります。

ウ その他の自然公園地域については、大規模な開発その他の自然公園としての風景地の保護に支障をきたすおそれのある土地利用は避けるものとしします。

(5) 自然保全地域(里山環境保全地域)

自然保全地域(里山環境保全地域)は、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要な地域で、原則として土地の利用目的を変更しないものとしします。

2 5 地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整方針

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域のう

ち、2地域が重複している地域においては、次の通り調整方針を定め、第1章から第4章までの内容に沿った土地利用を図ります。

(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域

ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域とが重複する場合

農用地としての利用を優先するものとします。

イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合

土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整及び住宅地拡大の抑制を図りながら都市的な利用を認めるものとします。

(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域

ア 都市地域と保安林の区域とが重複する場合

保安林としての利用を優先するものとします。

イ 市街化区域及び用途地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

都市計画的な利用を優先しますが、緑地としての森林の保全に努めます。

ウ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整及び住宅地などの拡大の抑制を図りながら都市的な利用を認めるものとします。

(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域

ア 用途地域以外の都市地域と特別地域とが重複する場合

自然公園としての保護及び利用を優先するものとします。

イ 用途地域以外の都市地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合

両地域が両立するよう調整を図ります。

(4) 農業地域と森林地域とが重複する地域

ア 農業地域と保安林の区域とが重複する場合

保安林としての利用を優先するものとします。

イ 農用地区域と保安林の区域以外の森林区域とが重複する場合

農用地としての利用を優先するが、土地利用の調整を図りながら森林としての利用を認めるものとします。

ウ 農用地区域以外の農業地域と保安林区域以外の森林地域とが重複する場合

森林としての利用を優先するが、土地利用の調整を図りながら農用地としての利用を認めるものとします。

(5) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域

ア 農業地域と特別地域とが重複する場合

自然公園としての保護及び利用を優先するものとします。

イ 農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合
両地域が両立するよう調整していくものとします。

(6) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域

両地域が両立するよう調整していくものとします。

(7) 森林地域と自然保全地域（里山環境保全地域）とが重複する地域

両地域が両立するよう調整していくものとします。

3 その他の考慮すべき事項

(1) 山形県国土利用計画との整合性

この計画書は、山形県国土利用計画（令和3年3月策定）の内容を基本としています。

(2) 土地利用規制の及ばない地域の発生への対応

5地域区分や海上などにおける開発により個別規制法の規制が及ばない事案が生じ、無秩序な開発等が懸念されるときは、速やかな個別規制法の区域・地域の指定などの必要な措置を講じ、適正な土地利用の規制・誘導を図るものとします。

資料編

計画における利用区分の定義及び把握方法	22
町土の利用区分ごとの規模の目標について	24
土地利用区分別の推移	25
地域別の概要図	26
人口と世帯数の推移、産業別人口の動向	27
道路・河川・都市計画	28
国土利用計画策定委員名簿	29
計画策定経過	30

計画における利用区分の定義及び把握方法

利用区分	定義	現況把握方法
農用地	農地法第2条第1項に定める農地及び採草放牧地の合計	
(1)農地	耕作の目的に供される土地であって畦畔を含む。	「耕地及び作付面積統計」等の「田」及び「畑」の合計
(2)採草放牧地	農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のため採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの。	「国有林野事業統計書」の「国有林野貸付使用地のうち放牧採草地」
森林	<p>国有林と民有林の合計であり、林道面積は含まない。</p> <p>(1)国有林 ア 林野庁所管国有林 国有林の管理運営に関する法律第2条に定める国有林野から採草放牧地を除いたもの。</p> <p>イ 官行造林地 旧公有林野等官行造林法第1条の規定に基づき契約を締結しているもの。</p> <p>ウ その他省庁所管国有林 林野庁以外の国が所有している森林法第2条第1項に定める森林</p> <p>(2)民有林 森林法第2条第1項に定める森林であって、同法同条第3項に定めるもの。</p>	<p>「東北森林管理局事業統計書」の「機能類型別、林種面積の総数」から「国有林野貸付使用地の放牧採草地」及び「国有林道面積」を除いたもの。</p> <p>東北森林管理局照会調査による。</p> <p>山形県調査による。</p> <p>地域森林計画対象及び同計画対象外の民有林面積の合計</p>
原野	人の手が加えられずに長年雑草や灌木類が生えたままの状態に放置されている土地。	「農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」等による
水面・河川・水路	<p>水面、河川及び水路の合計</p> <p>(1)水面 ア 天然湖沼（面積10ha未満のものは除く。） 満水時の水面面積 イ 人造湖 堤高15m以上のダムの湛水面積 ウ ため池 堤高15m未満のため池の満水面積</p> <p>(2)河川 河川法第5条に定める二級河川及び同法第100条による準用河川の同法第6条に定める河川区域</p> <p>(3)水路 農業用排水路</p>	<p>以下に掲げるア～ウの面積の合計</p> <p>ア 天然湖沼（面積10ha未満のものは除く。） 環境省「自然環境保全基礎調査」による。</p> <p>イ 人造湖 日本ダム協会「ダム年間」等による。</p> <p>ウ ため池 山形県調査等による。</p> <p>二級河川は、国土交通省「河川現況調査」を基に、河川管理者に対する河川改修実績等の照会により、経年的変化量を加減する。その他準用河川については、流路延長に必要な区間ごとに把握した平均幅員を乗じて算出したものを基に、河川管理者に対する河川改修実績等の照会により経年的変化量を加減する。</p> <p>水路面積は以下の算出による。 $\text{水路面積} = (\text{整備済水田面積} \times \text{整備済水田の水路率}) + (\text{未整備水田面積} \times \text{未整備水田の水路率})$ </p>

<p style="text-align: center;">道路</p>	<p>一般道路、農道及び林道の合計であり、車道部（車道、路肩）、歩道部及びの法面からなる。</p> <p>(1)一般道路 道路法第2条第1項に定める道路</p> <p>(2)農道 農地面積に一定率を乗じた圃場内農道及び「市町村農道台帳」の農道延長に一定幅員を乗じた圃場外農道</p> <p>(3)林道 国有林道及び民有林林道</p>	<p>国土交通省及び県担当課に対する照会調査による。</p> <p>農道面積は以下の算式による。 農道面積＝圃場内農道面積＋圃場外農道面積 圃場内農道面積＝水田地域における圃場内農道面積(A)＋畑地域における圃場内農道面積(B) 但し、 A＝(整備済水田面積×整備済水田の農道率) ＋(未整備済水田面積×未整備済水田の農道率) B＝(整備済畑面積×整備済畑の農道率)＋ (未整備済畑の面積×未整備済畑の農道率) 圃場外農道面積＝「市町村農道台帳」等の農道延長×一定幅員</p> <p>林道のうち、自動車道の延長に一定幅員を乗じて算出</p>
<p style="text-align: center;">宅地</p>	<p>建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地</p>	<p>「固定資産の価格等の概要調書」の宅地のうち評価総地籍と非課税地籍を合計したもの。</p>
<p style="text-align: center;">(1)住宅地</p>	<p>「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地籍の住宅用地に、非課税地籍のうち、都道府県営住宅用地、市町村住宅用地及び公務員住宅用地を加えたもの。</p>	<p>以下に掲げるア及びイの面積の合計である。 ア 「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地籍のうちの住宅用地の面積。 イ 県営住宅用地、町営住宅用地及び公務員住宅用地の面積</p>
<p style="text-align: center;">(2)工業用地</p>	<p>「工業統計表」にいう「事業所敷地面積」を従業員4人以上の事業所敷地面積に補正したもの。</p>	<p>以下に掲げるア及びイの面積の合計である。 ア 従業員30人以上の事業所については、都道府県別産業中分類別統計表「従業員30人以上の事業所に関する統計表」による。 イ 従業員4人以上29人以下の事業所については、次の算式により算出した面積の合計 (従業員4人以上29人以下の事業所の製造品出荷額等) / (従業員30人以上事業所の製品出荷額等) × (従業員30人以上事業所の敷地面積)</p>
<p style="text-align: center;">(3)その他の宅地</p>	<p>(1)及び(2)の区分に該当しない宅地</p>	
<p style="text-align: center;">その他</p>	<p>町土面積から「農用地」、「森林」、「原野」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を差し引いたもの。</p>	
<p style="text-align: center;">合計</p>		<p>国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」による。</p>

町土の利用区分ごとの規模の目標について

(基準年次令和元年、目標年次令和12年)

利用区分		利用区分別の目標面積設定の考え方	推計方法
農用地	農地	農業は町の基幹産業であり、かつ、農地は農業生産にとって基礎的な資源であるため、減少幅を縮小	「農用地等の確保等に関する基本方針（令和2年12月8日 農林水産大臣）」を基本に、近年の統計値により回帰分析により推計
	採草放牧地	統計値により、近年はほぼ横ばいであり、現状を維持	令和元年度面積を計上
森林		水源涵養、水循環、飛砂防備、眺望景観等に非常に重要な役割を果たす資源であるため、現状を維持	令和元年度面積を計上
原野		当町では該当する利用区分がないため、現状を維持	令和元年度面積を計上
水面・河川・水路	水面	(天然湖沼) 水循環、景観形成で重要なため、現状を維持	令和元年度面積を計上
		(ため池) 近年は、ほぼ横ばいであり、現状を維持	
		(人造湖) ダムの新設予定がないため、現状を維持	
	河川	近年は、ほぼ横ばいであり、現状を維持	令和元年度面積を計上
	水路	農地の減少に伴い、微減	農地の減少率から推計
道路	一般道路	宅地面積の増加率の低下により減少	宅地増加率と、近年の統計値により回帰分析により推計
	農道	農地の減少に伴う減少と、基盤整備事業に伴う増加により現状を維持	令和元年度面積を計上
	林道	近年は、ほぼ横ばいであり、現状を維持	令和元年度面積を計上
宅地	住宅地	人口減少や空き家の増加により、宅地の増加率が鈍化	近年の統計値により回帰分析により推計
	工業用地	近年は、ほぼ横ばいであり、現状を維持	令和元年度面積を計上
	その他の宅地 (住宅地、工業用地以外の宅地) 商業施設、病院、官公庁、教育施設	近年は、ほぼ横ばいであるが、自然的土地利用からの転換抑制等により、現状を維持	令和元年度面積を計上
その他	公共用施設用地(宅地外)、公園緑地、海浜等	全面積から、農用地、森林、水面・河川・水路、道路、宅地の各面積を差し引いた面積	全面積から、農用地、森林、水面・河川・水路、道路、宅地の各面積の差し引き計上
合計	町土面積		令和元年度面積を計上

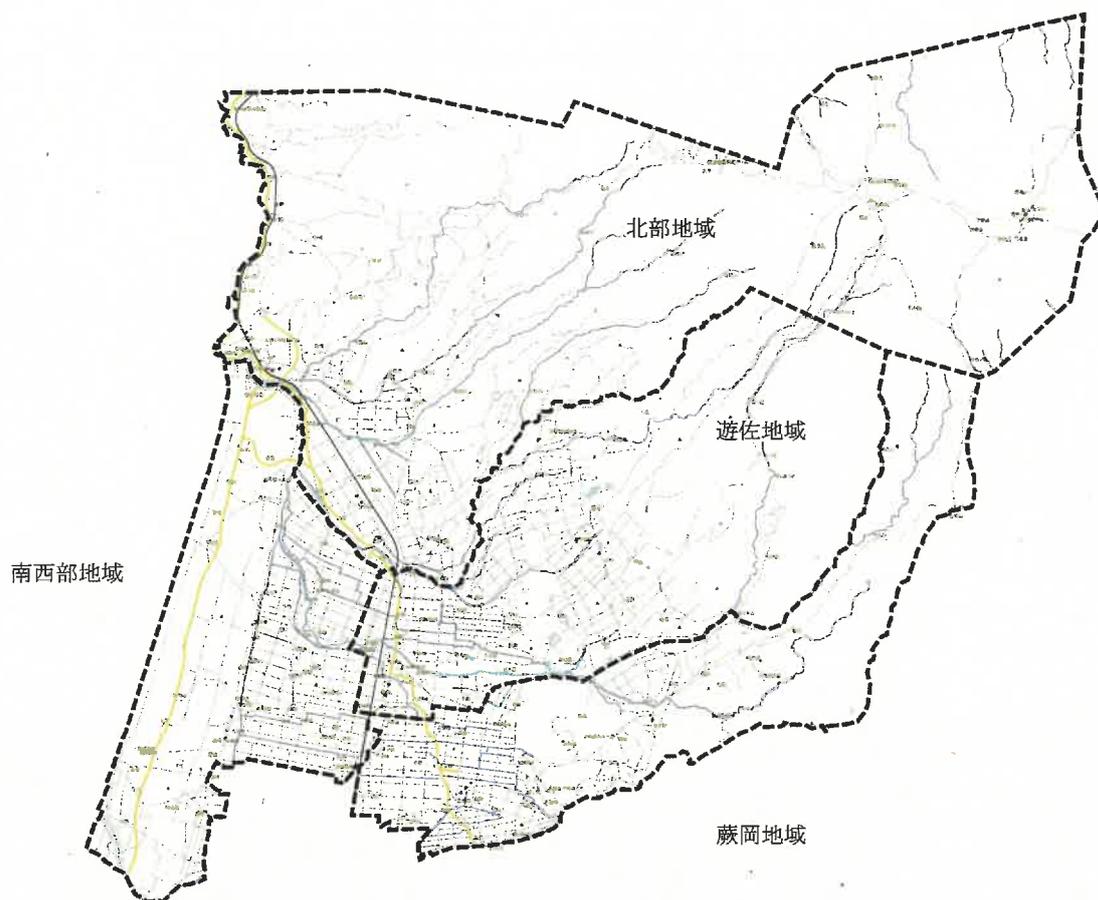
土地利用区分別の推移

[単位：ha]

利用区分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
農用地	3,895	3,937	3,942	4,055	4,048	4,046	4,041	4,041	4,032	4,028	4,013	4,008	3,994	3,991	3,990	3,990
農地	3,848	3,890	3,895	4,008	4,001	3,999	3,994	3,994	3,985	3,981	3,966	3,961	3,947	3,944	3,943	3,943
採草放牧地	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47
森林	13,517	13,517	13,565	13,534	13,529	13,527	13,527	13,527	13,461	13,804	13,802	13,802	13,800	13,797	13,857	13,856
国有林	8,208	8,208	8,256	8,212	8,207	8,205	8,205	8,205	8,139	8,205	8,204	8,204	8,202	8,199	8,202	8,201
民有林	5,309	5,309	5,309	5,322	5,322	5,322	5,322	5,322	5,322	5,599	5,598	5,598	5,598	5,598	5,655	5,655
原野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水面・河川・水路	811	809	806	806	807	807	807	807	807	808	808	809	809	809	809	814
水面	40	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	43
河川	565	565	565	565	565	565	565	565	565	566	566	567	567	567	567	567
水路	206	206	203	203	204	204	204	204	204	204	204	204	204	204	204	204
道路	727	728	728	737	742	743	745	745	721	724	723	724	732	732	732	727
一般道路	375	375	376	376	376	376	378	378	353	354	353	353	353	354	354	354
農道	305	304	303	314	313	314	314	314	315	316	315	316	322	322	322	316
林道	47	49	49	47	53	53	53	53	53	54	55	55	57	56	56	57
宅地	520	520	521	520	519	514	514	514	510	507	507	506	506	506	502	504
住宅地	342	344	345	346	345	344	344	344	344	343	343	343	342	342	342	342
工業用地	22	20	22	28	26	24	24	24	24	21	26	26	26	25	24	26
その他	156	156	154	146	148	146	146	146	142	143	138	137	138	139	136	136
その他	1,371	1,330	1,279	1,189	1,196	1,204	1,207	1,207	1,310	970	986	990	998	1,004	949	948
合計	20,841	20,841	20,841	20,841	20,841	20,841	20,841	20,841	20,841	20,841	20,839	20,839	20,839	20,839	20,839	20,839

山形県統計年鑑より

地域別の概要図



- (1) 蕨岡地域
本町の南端の日向川から月光川上流域までの地域
- (2) 遊佐地域
本町中心部から鳥海山麓までの地域
- (3) 南西部地域
本町中心部から日本海までの地域
- (4) 北部地域
庄内高瀬川から秋田県境までの地域

人口と世帯数の推移

[単位：人]

	昭和35年	昭和50年	平成2年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和元年
人口	23,928	20,481	19,705	18,037	16,852	15,480	14,207	13,250
0～14歳	8,059	4,219	3,541	2,528	2,018	1,670	1,400	1,260
比率 [%]	33.7%	20.6%	18.0%	14.0%	12.0%	10.8%	9.9%	9.5%
15～64歳	14,393	13,868	12,557	10,688	9,729	8,725	7,518	6,545
比率 [%]	60.2%	67.7%	63.7%	59.3%	57.7%	56.4%	52.9%	49.4%
65歳以上	1,476	2,394	3,607	4,821	5,105	5,085	5,289	5,445
比率 [%]	6.2%	11.7%	18.3%	26.7%	30.3%	32.8%	37.2%	41.1%
世帯数	4,574	4,723	4,759	4,759	4,688	4,608	4,509	4,488

※昭和35年～平成27年までは国勢調査より。令和元年は山形県統計年鑑より。

産業別人口の動向

[単位：人]

	昭和35年	昭和50年	平成2年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総数	12,081	10,743	10,636	9,364	8,551	7,680	7,197
第一次産業	7,828	4,439	2,626	1,610	1,565	1,333	1,154
就業人口比率	64.8%	41.3%	24.7%	17.2%	18.3%	17.4%	16.0%
第二次産業	1,498	2,667	4,003	3,361	2,521	2,097	1,947
就業人口比率	12.4%	24.8%	37.6%	35.9%	29.5%	27.3%	27.1%
第三次産業	2,754	3,613	4,003	4,382	4,457	4,241	4,058
就業人口比率	22.8%	33.6%	37.6%	46.8%	52.1%	55.2%	56.4%

※国勢調査より

道路・河川・都市計画

道路実延長

区分	路線数	実延長 [km]	改良済 [km]	改良率 [%]	舗装済 [km]	舗装率 [%]
		36.8	36.8	100.0	36.8	100.0
国道	27号	17.2	17.2	100.0	17.2	100.0
	345号	19.6	19.6	100.0	19.6	100.0
県道	9	66.6	60.4	90.7	65.9	98.9
町道	483	248.1	211.0	85.0	236.4	95.3
1級	10	44.6	43.0	96.4	44.4	99.6
2級	28	43.4	39.7	91.5	41.6	95.9
その他	445	160.1	128.3	80.1	150.8	94.2
計	494	351.5	308.2	87.7	339.1	96.5

平成31年4月1日 現在

河川流路延長 平成31年4月1日 現在

河川名	流路延長 [km]	備考
月光川	17.4	二級河川
洗沢川	4.6	二級河川
牛渡川	1.5	二級河川
	0.18	準用河川
滝淵川	2.74	二級河川
	0.35	準用河川
庄内高瀬川	6.6	二級河川
野沢川	3.4	二級河川
地抜川	1.35	二級河川
山田川	2.5	二級河川
庄内熊野川	5.1	二級河川
大樽川	2.6	二級河川
西通川	7.8	二級河川
百々沢川	1.75	二級河川

2019遊佐町の統計より

2019遊佐町の統計より

都市計画

区域名	区分	用途地域	面積 [ha]
酒田都市計画	市街化区域	工業専用地域	143.0
		準工業地域	28.0
		市街化調整区域	431.0
遊佐都市計画 (遊佐地区)	市街化調整区域	第一種中高層住居専用地域	12.3
		第二種中高層住居専用地域	11.7
		第一種住居地域	32.9
		第二種住居地域	32.1
		近隣商業地域	14.0
		準工業地域	1.0
		工業地域	5.6
		用途地域外	354.4
		なし	583.0
		合計	

平成31年4月1日 現在

2019遊佐町の統計より

令和3年度 国土利用計画（第5次）策定委員 名簿

No	役職	所属	職名	氏名	備考
1	委員長	企画課	課長	佐藤 光弥	
2	委員	総務課	危機管理係長	曾根原 優	
3	委員	産業課	産業創造係長	池田 源威	
4	委員	〃	農業振興係長	友野 毅	
5	委員	〃	主事	佐々木 真	
6	委員	農業委員会	農地管理係長	菅原 恵里	
7	委員	地域生活課	主任	菅原 大介	
8	委員	〃	主任	伊藤 真吾	
9	委員	〃	主事	那須 耕平	
10	委員	〃	技師	太田 好光	
11	委員	健康福祉課	主査	渋谷 和弘	
12	委員	町民課	町民係長	齋藤 智恵子	
13	委員	教育課	主事	金野 史弥	
14	委員	企画課	定住促進係長	本間 裕行	
15	委員	〃	観光物産係長	阿部 直人	
16	事務局	企画課	企画係長	荒木 茂	
17	事務局	〃	主査	池田 博紀	
18	事務局	〃	主査	村井 孝徳	

計画策定経過

	遊佐町		山形県	議会
	町	国土利用計画 策定委員会		
令和3年				
8月12日～ 8月20日	町民意向調査			
10月12日			計画策定に係る説明会 (オンライン)	
10月15日	町民意向調査結果報告			
10月21日		第1回策定委員会		
11月25日		第2回策定委員会 (書面)		
11月30日	県意見交換開始			
12月17日			意見照会	
12月20日	意見回答			
令和4年				
1月6日			意見照会	
1月7日	意見回答			
1月17日			意見交換終了	
1月18日～ 2月18日	パブリックコメント の実施			
1月20日	課長会議へ提出			
2月25日	国土利用計画策定			
3月				3月議会定例会に報告